

2016年1月13日 全6頁

消費者裁判手続特例法、 2016年10月1日施行

いわゆる日本版クラスアクション

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2015年11月11日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）に関する一連の政令・内閣府令が公布された。これにより、2013年に成立した消費者裁判手続特例法の施行日が、2016年（平成28年）10月1日と定められた。
- 消費者裁判手続特例法とは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入する法律である。
- なお、経過措置により、施行前に締結された契約に関する請求には、消費者裁判手続特例法は適用しないこととされている。

1. 消費者裁判手続特例法に関する政令・内閣府令の制定

2015年11月11日、2013年に成立した「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下、消費者裁判手続特例法）に関する一連の政令・内閣府令が公布された¹。具体的には、下記のものである。

- ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第372号）
- ②消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成27年政令第373号）
- ③消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則

¹ 平成27年11月11日付官報号外第254号に掲載されている。

(平成 27 年内閣府令第 62 号)

④消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令 (平成 27 年内閣府令第 63 号)

このうち①において、消費者裁判手続特例法の施行期日が、**2016 年 (平成 28 年) 10 月 1 日**と定められている²。

これらの政令・内閣府令の制定に合わせて、消費者庁から関連する下記のガイドライン等が公表されている³。

◇特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン

◇消費者裁判手続特例法第 27 条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項について

2. 消費者裁判手続特例法とは

消費者裁判手続特例法とは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」を導入する法律である⁴。「集合訴訟 (集団訴訟) 制度」や「日本版クラスアクション」と呼ばれる場合もある。

一般に、集合訴訟 (集団訴訟)、クラスアクションとは、「個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続」と説明される⁵。すなわち、費用や労力などの観点から、個別の消費者による訴訟提起が困難な案件について、同種の被害を受けた多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることで訴訟の提起・追行を容易にしようという訴訟制度である。

もちろん、通常の裁判手続の下でも、同じ事件の複数の被害者が、共同して訴訟を起こすことは可能であり、実際にも行われている (いわゆる共同訴訟、民事訴訟法 38 条)。しかし、「費

² 消費者裁判手続特例法は施行日を、公布日から 3 年以内の政令指定日としていた (消費者裁判手続特例法附則 1 条)。

³ 消費者庁のウェブサイト (http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/) に掲載されている。

⁴ 被害回復裁判手続 (日本版クラスアクション) については、下記のレポート等も参照されたい。

拙稿「日本版クラス・アクションの専門調査会報告書」(2011 年 9 月 8 日付レポート)

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/11090801law-others.html>

拙稿「日本版クラスアクションと金融商品取引法」(『大和総研調査季報』2012 年新春号 (Vol. 5) pp. 98-123)

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12040201financial.html>

拙稿「日本版クラスアクションの制度案」(2012 年 9 月 13 日付レポート)

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>

拙稿「消費者裁判手続特例法、成立」(2013 年 12 月 12 日付レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131212_008002.html

⁵ 内閣府国民生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」(平成 21 年 8 月) p. 16。消費者庁のウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torimatome.pdf>) に掲載されている。

用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくいこと、消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴訟に参加せず被害回復が得られていない消費者も多い⁶との問題点が指摘されている。

この点、集合訴訟（集団訴訟）、クラスアクションであれば、仕組みを工夫することで、訴訟手続への参加のハードルを下げること（例えば、消費者団体や弁護士など消費者問題に精通した者が訴訟の中核を担うことで個々の消費者の負担を軽減する、事後的な参加を可能としたり、訴訟の効力の及ぶ範囲を拡大したりすることで参加者・対象者を増加し、消費者一人あたりの費用を軽減するなど）が可能だとされている。加えて、一つの訴訟手続で、その結果を幅広く適用させることが可能となり、「紛争の一回的解決を図る」⁷ことも可能だとされている。

消費者裁判手続特例法による「被害回復裁判手続」も、こうした考え方を踏まえて、「多くの消費者が手続に加入できるようになる、被害回復に要する時間、費用、労力が低減される、消費者が訴訟手続を使うことをためらわなくなり、これまで回復されにくかった消費者被害を回復することができる」⁸制度を目的に整備されるものと考えられる。

なお、消費者庁は、「被害回復裁判手続」について、後述3の(1)や(2)のポイントなどから、「米国のクラス・アクションとは大きく性格が異なるもの」⁹だとしている。

3. 被害回復裁判手続のポイント

消費者裁判手続特例法に基づく「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）の主なポイントを簡単にまとめると、次の通りである。

(1)原告適格

- ◇訴訟の原告となれるのは、「特定適格消費者団体」のみ（消費者裁判手続特例法3条1項）。個々の消費者、弁護士などによる提訴は不可。
- ◇「特定適格消費者団体」は、消費者契約法に基づく「適格消費者団体」（注1）の中から、一定の要件を満たすものを内閣総理大臣が認定（有効期間は3年）する（同2条10号、65条、69条）。

⁶ 消費者庁企画課「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成22年9月）p.6。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf>）に掲載されている。

⁷ 「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」p.8。内閣府のウェブサイト

（<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>）に掲載されている。

⁸ 平成25年6月13日衆議院「消費者問題に関する特別委員会」会議録、森内閣府特命担当大臣（当時）の答弁（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/019718320130613010.htm）。

⁹ 消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法Q&A」（平成26年4月）p.8。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/qa-all.pdf>）に掲載されている。

(2) 対象事案

◇事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次のいずれかに該当する請求（消費者裁判手続特例法3条1項）。

- ①契約上の債務の履行の請求
- ②不当利得に係る請求
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る）

◇ただし、次の損害は対象外（同3条2項）。

- (イ)いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）
- (ロ)逸失利益（目的物・役務の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）
- (ハ)人身損害（人の生命・身体を害されたことによる損害）
- (ニ)慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）

(3) 裁判所による訴えの却下（支配性・優越性要件）

◇上記(2)に該当する事案であっても、裁判所は、第一段階（共通義務確認訴訟（(4)を参照））における（特定適格消費者団体による）共通義務確認の訴えを認める判決を、仮に行ったとしても、次の第二段階（簡易確定手続（(4)を参照））において予想される主張・立証の内容等を考慮すれば、個々の請求権の存否・内容を適切かつ迅速に判断することが困難となると判断するときは（注2）、（特定適格消費者団体による）共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下できる（消費者裁判手続特例法3条4項）。

(4) 訴訟手続

◇訴訟全体を次の二段階に分けて実施する「二段階型」（次頁図表参照）

【第一段階（共通義務確認訴訟）】特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（消費者裁判手続特例法3条～11条）。

【第二段階（簡易確定手続）】第一段階で事業者の共通義務が認められれば、その結果を前提として、個々の消費者からの授權を受けた特定適格消費者団体により届出がなされた債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理する（同12条～51条）。

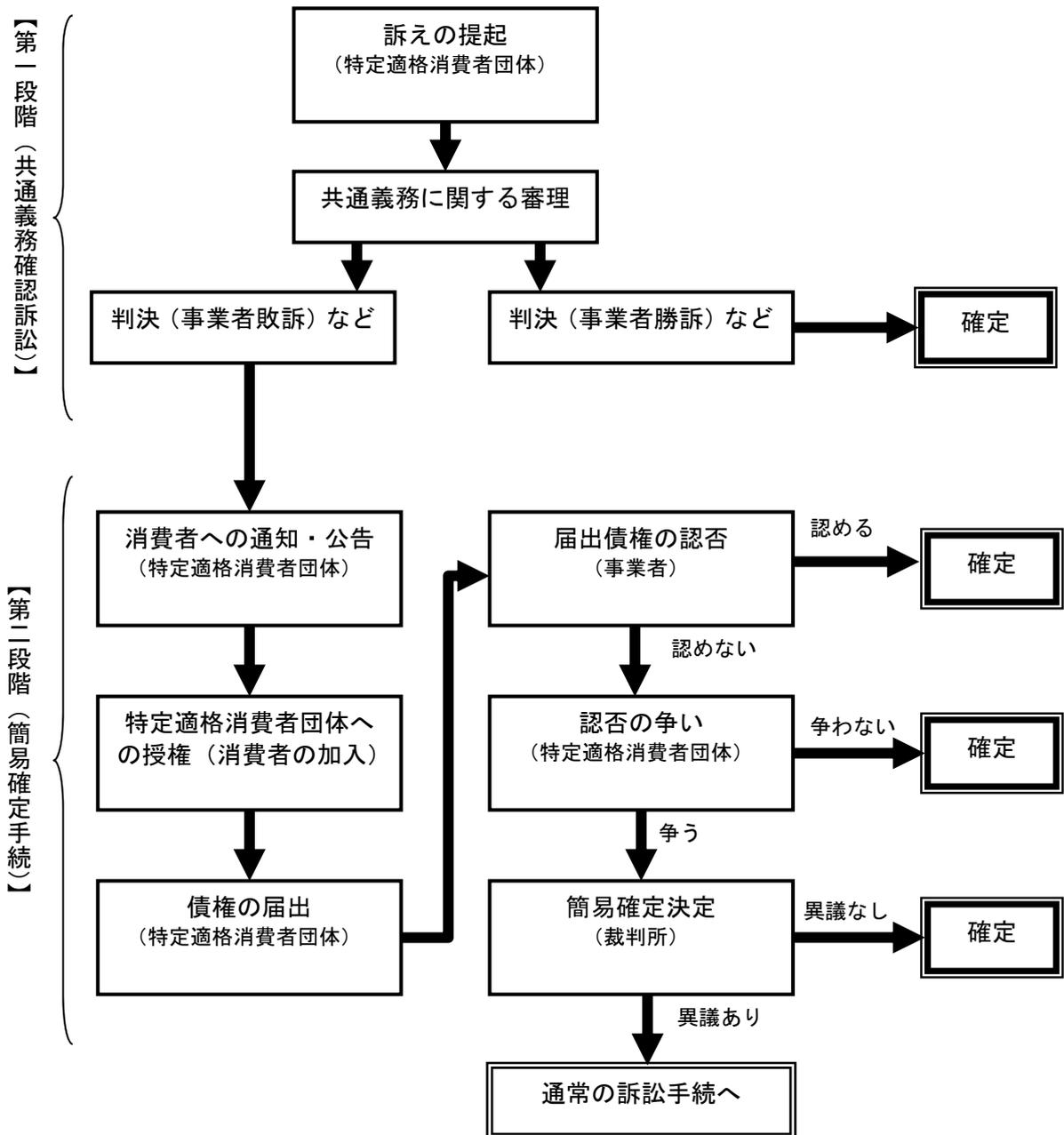
（注1）消費者契約法に基づき、事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できる者としての適格性を有するとして、内閣総理大臣に認定された法人のこと（消費者契約法2条4項）。消費者庁のウェブサイトによれば、本稿執筆時点で13団体が認定を受けている（<http://www.caa.go.jp/planning/zenkoku.html>）。

（注2）消費者庁は、具体例として、次のようなケースが当たるとの見解を示している（消費者庁消費者制度課「消費者裁

判手続特例法Q & A」（平成26年4月、脚注9参照）pp.34-35）。

- ①ある商品の不具合が瑕疵に当たり、事業者が瑕疵担保責任に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者の購入した商品に当該不具合があるかどうかの認定判断が困難な場合
- ②過払金返還請求において、みなし弁済が成立せず、事業者が不当利得返還請求義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者ごとの貸し借りの内容やどの範囲の取引を一体のものとして充当計算するかについて認定判断が困難な場合
- ③損害保険金不払いの事案で、保険事故が生じているかどうかの認定判断が困難な場合
- ④勧誘方法が詐欺的なものであり、事業者が不法行為に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、その違法性の程度がそれほど重大なものでないため、過失相殺が問題になる場合であって個々の消費者ごとの過失相殺についての認定判断が困難な場合

図表 「被害回復裁判手続」（二段階型）の概要



（出所）消費者裁判手続特例法などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 経過措置

経過措置として、消費者裁判手続特例法の施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償請求の場合は、施行前に行われた加害行為に係る請求）については、「被害回復裁判手続」の適用対象とはならないとされている（消費者裁判手続特例法附則2条）。